

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
社会福祉法人こころ 小規模特別養護老人ホームこころ のだの里

【重要事項説明書】

社会福祉法人こころ 小規模特別養護老人ホームこころ のだの里（以下「当施設」という）は、契約者に対し「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」を提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、利用上のご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 基本方針

（１）指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

- ① 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第八条第二十二項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。
- ② 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努めなければならない。
- ③ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（２）ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

- ① ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。
- ② ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2. 法人概要（利用契約書 第3条）

法人名	社会福祉法人こころ
法人所在地	金沢市長坂町ヲ192-3
法人設立年	平成9年9月4日
ホームページ	http://www.kanazawakokoro.com/
法人代表者	理事長 前田 義樹

3. 法人理念（利用契約書 第3条）

理 念	誠実
目 標	私たちは「個々人のリカバリー」を実現するため、「高い専門性とホスピタリティ」をもった福祉・医療・介護サービスの提供を行っていくとともに、地域に開かれ信頼される「あたたかな病院及び施設」づくりを目指します。
基本方針	1. ウェルネスモデル （病を）診るのではなく（人）を見る。私たちは、ご本人の健康な力（ウェルネス）が最大限に発揮できるよう、それぞれの人生・生活・取巻く環境に関心をもち、「生活者としてみる視点」を大切にします。 2. ご本人中心のチーム リカバリーチームの中心は、ご本人です。私たちは、個々人が尊重され生き生きと過ごせるよう、高い専門性を持ったスタッフの集合体である「多職種チーム」による支援を行います。 3. よりそい、つむぐ 生活はいろいろな人たちのつながりで成り立っています。私たちは、ご本人の生活に寄り添い、生活の場である地域との関わりを深めることにより「人」「生活」「地域」を紡ぎます。 4. 高い専門性と豊かな人間性を育む より良いサービスの提供には能力や技術を磨くとともに、互いに学び成長し合う「豊かな人間性」が必要です。私たちは、これが本当の意味での適切なサービス提供であると考えます。 5. とにかく考え、工夫し、やってみる 社会変化や求められるニーズに対応できるよう、一人ひとりが業務改善と効率化について考え、工夫を行います。私たちは、変化を活かし行動できる風土を大切にします。

4. 施設概要（利用契約書 第3条）

施設種類	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
施設名称	小規模特別養護老人ホームこころ のだの里
開設年月日	平成23年4月1日
事業所番号	金沢市指定 第1790100257号
施設所在地	金沢市野田2丁目261番地
電話・FAX	電話 076-255-7556 FAX 076-255-7557
入居定員	29名（1階10名 2階10名・9名 3ユニット）
建物構造	鉄骨 地上3階（延床面積1347.6㎡）
ホームページ	http://www.nodanosato.com/
施設長・管理者	北川 幸弘
その他	生活保護法等に基づく指定介護機関
	登録特定行為事業者（登録事業者） （口腔内鼻腔内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養）
	金沢市福祉避難所

5. 居室の概要（利用契約書 第3条）

- ・当施設では以下の居室、設備をご用意しています。ご入居される居室は原則として契約者の心身状況等を勘案して施設にて決めさせていただきます。また契約者の心身状況等により居室を変更する場合があります。その際には、契約者及び家族代表者若しくは代理人と協議のうえ決定するものとします。

部屋	室数	備考
居室	29室	全室個室 14.400～15.153㎡ 3ユニット 1階10室 2階10室・9室 全室冷暖房完備（蓄熱式床暖房）
リビング	3室	テレビ 冷蔵庫 ミニキッチン等
浴室・脱衣室	3室	一般浴2室 機械浴1室

6. 入居対象者（利用契約書 第3条）

- ・金沢市在住の方で原則要介護3以上の方が対象です。
- ・要介護1、2の方については、やむを得ない事情により、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与の下、特例的に入所が認められます。

【要介護1、2の特例入所の要件】

- ・認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。
- ・知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。
- ・家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態である。
- ・単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である。

7. 職員配置（利用契約書 第3条）

- ・当施設では、契約者に対して地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置し、介護保険法に定める基準を満たしています。

- ① 施設長（管理者） 1人（常勤 兼務）
- ② 医師 1人（非常勤、嘱託、往診月2回）
- ③ 生活相談員兼介護支援専門員 1人以上（常勤、兼務）
- ④ 看護職員 常勤換算方法で1人以上
- ⑤ 介護職員 常勤換算方法で10人以上
- ⑥ 管理栄養士若しくは栄養士 1人以上（常勤）
- ⑦ 機能訓練指導員 1名以上（看護職員 兼務）
- ⑧ 調理員（給食は外部に委託する）

8. 施設サービス提供までの流れ（利用契約書 第7、8条）

- ・契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居時に作成する「施設サービス計画書」で定めます。施設サービス計画書の作成及びその変更は次の通り行います。

①当施設の介護支援専門員は、施設サービス計画書の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当します。



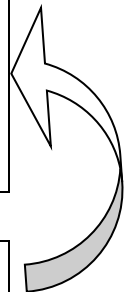
②介護支援専門員は、施設サービス計画書の原案について、契約者及び家族代表者等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。



③施設サービス計画書は約3ヶ月に1度、若しくは契約者及び家族代表者等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、契約者及び家族代表者、代理人と協議して、施設サービス計画書を変更していきます。



④施設サービス計画書が変更された場合には、契約者及び家族代表者等に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。



9. サービスの概要（利用契約書 第8条）

① 食事

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）が立てる献立表により、栄養並びに契約者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・契約者の栄養状態やお身体の状態等に応じた栄養ケア計画を作成します。
- ・契約者の病気の状況により、必要な療養食を提供します。
- ・食事や飲み込みが困難な方にもできるだけ食事を摂ることができるように支援します。
- ・契約者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供します。
- ・契約者が自分のペースで食事を摂ることができるように配慮します。
- ・下記の時間内で食事時間や食事場所等を選択することができます。

食事時間	朝 食	7 : 3 0 ~ 9 : 0 0
	昼 食	1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 3 0
	夕 食	1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0

② 入浴

- ・契約者の心身の状況や生活習慣、ご希望等に合わせて、適切な時間と方法で入浴又は清拭を行い、清潔が保たれるように支援します。
- ・原則として個別浴を楽しんでいただけるように支援します。
- ・入浴又は清拭は週2回以上行います。
- ・契約者の意向や状態に合わせた入浴を行うようにします。
- ・寝たきりの方でも特殊浴槽を使用して入浴することができます。
- ・入浴の支援の際には、特に契約者のプライバシーの保護に細心の注意を払います。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ・契約者のお身体の状況やご希望等に応じて、適切な方法での排泄が行えるように支援します。
- ・できるだけトイレでの排泄が行えるように支援するとともに、必要に応じて福祉用具（ポータブルトイレ等）、排泄補助用品（尿漏れパッド等）を適切に活用します。
- ・排泄の支援の際には、特に契約者のプライバシーの保護に細心の注意を払います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員（看護職員等）により、契約者の心身等の状況に応じて「施設サービス計画書」若しくは「個別機能訓練計画」を作成し、その計画に沿い日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・医師及び看護職員が健康管理を行います。
- ・重度化に伴う医療ニーズの増大等に対応する観点から看護職員の24時間連絡体制の確保、看取りに関する指針を策定し、入居時に契約者又は家族代表者等、代理人へ説明し、同意を得ます。

⑥ 相談援助サービス

- ・契約者及び家族代表者等、代理人からの相談に誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行います。

⑦ 貴重品の管理

- ・入居の際に下記の証書類等をお預かりします。
「介護保険被保険者証」
「介護保険負担割合証」
「介護保険負担限度額認定証」（対象となる方）
「国民健康保険被保険者」又は「後期高齢者医療被保険者証」
「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額認定証」（対象となる方）

⑧ その他自立への支援

- ・契約者自身ができるだけ役割や生きがいを持って生活が行えるように支援します。
- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活リズムを考え、誕生会や季節にちなんだレクリエーション等を提供していきます。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう起床就寝時の着替え、適切な整容や口腔ケアが行われるよう努めます。

- ・その他、契約者の自立支援の観点から必要な支援を行います。

10. サービス利用料金（利用契約書 第9、12条）

- ・別紙の入居料金表によって、契約者の要介護度に応じたサービス利用料金の合計金額をお支払いください。
- ・負担割合については、市区町村から交付される「介護保険負担割合証」に準じます。
- ・保険料の滞納等により、サービス費のうち「介護保険負担割合証」に記載の負担割合分の「利用者負担金」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。
- ・居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には「介護保険負担限度額認定証」に記載されてある負担限度額とします。
- ・サービスの利用料金は契約者の要介護度、所得、心身状態、当施設の人員配置等によって異なります。
- ・介護給付費の変更や経済状況の著しい変化等に伴い、当該サービス利用料金を相当な額に変更する場合、事前に書面等で説明します。
- ・入居中の生活用品や理美容、医療にかかる料金について、ご希望、ご了解のもと、施設での立て替え払いをさせていただき、利用料金と合算しご請求をさせていただきます。

11. お支払い（利用契約書 第9条）

- ・毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。領収書を発行します。
- ・お支払い方法は下記の方法があります。利用契約時にお選びください。

① 窓口での現金支払

② 下記指定口座への振り込み

振込口座：北國銀行 野町支店 普通 375508 小規模特別養護老人ホームころろ

③ 口座振替

12. 協力医療機関及びオンコール体制（利用契約書 第10条）

- ・医療を必要とする場合は、契約者の希望により、下記の協力医療機関において、診療、入院の治療等を受けることができます。
- ・当施設は、下記の協力医療機関との間で、「緊急時における24時間の連絡体制」及び「入院を必要とする際の原則的な受け入れ」について書面による合意を締結し、密接な連携体制を確保しています。
- ・但し、下記の医療機関で優先的に治療等が受けられるものではありません。また、下記の医療機関での治療等を義務付けるものでもありません。
- ・当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、契約者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

○嘱託医

医療機関の名称	所在地	診療科
ふじたファミリークリニック	金沢市元町2丁目4番13号	内科・循環器内科

○協力医療機関

医療機関の名称	所在地	診療科
金沢市立病院	金沢市平和町3-7-3	内科・外科等
岡部病院	金沢市長坂町チ15番地	精神科・内科

○協力歯科医療機関

医療機関の名称	所在地	診療科
あい歯科医院	金沢市松島2丁目231番地	歯科
わたや歯科医院	金沢市大桑2丁目13番地	歯科

- ・当施設の嘱託医師及び医療機関による診察及び処置に係る費用の負担額は、契約者の負担となります。
- ・当施設では、毎年インフルエンザの予防接種を受けていただきます。その費用は、契約者に実費負担していただきます。
- ・夜間等の医師・看護師不在の時間帯は緊急連絡により医師又は看護師が駆けつけるオンコール体制となっています。
- ・病状の変化等に伴う緊急時の対応については、医師、看護職員及び介護職員が連携を密にして判断し、夜間については介護職員が医師又は看護師と連絡をとって対応します。
- ・家族代表者等とは24時間の連絡体制を確保し、契約者又は家族代表者等が医療機関への入院を希望する場合はその支援を行います。
- ・家族代表者等との連絡が取れない場合、医師、看護職員の判断にて病院の受診、救急搬送をさせていただく場合があります。

1.3. 事故発生時の対応について（利用契約書 第10、23条）

- ・当施設は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに家族代表者等、並びに行政等関係各機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・サービスの提供に伴い、当施設の責任に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。但し、契約者側に過失がある場合には、損害賠償責任を減じることができますとともに、自己の責に帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負いません。
- ・当施設では、上記の手続について、迅速且つ誠意をもって執り行うとともに事故の再発を防止するために必要な処置を講じます。

1.4. 非常災害対策について（利用契約書 第10条）

- ・当施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、災害に備えて定期的に避難救出等の必要な訓練を行います。又、別途定めるBCP（事業継続計画）により、大規模な災害や感染症が発生した場合でも出来る限り事業が継続できる様に尽力していきます。

防火管理者	防火管理者を選任し、消防計画の作成等防火管理業務を行わせる
防火設備	スプリンクラー、消火器、消火栓、非常放送設備、非常通報装置、防火扉、火災報知機連動電気錠、災害時備蓄
防火訓練	夜間時及び昼間時を想定して春期と秋期の年2回 (内1回は夜間想定で行う)

15. 感染症・食中毒の予防について（利用契約書 第10条）

- ・当施設は「感染症・食中毒の予防及び蔓延の防止の為の指針」に基づき、感染症や食中毒の予防及び蔓延防止に努めます。万が一、クラスターが発生した場合でも、別途定めるBCP（事業継続計画）により本事業が継続できるように尽力していきます。

16. 入院・外泊の取扱いについて（利用契約書 第11条）

- ・入院又は外泊期間中も別紙の入居料金表に定める加算及び居住費等を事業者を支払うものとします。
- ・支払う期間は、入院又は外泊した翌日から当該月6日間（当該入院又は外泊が月をまたがる場合には最大で12日間）を限度に、別紙の入居料金表に定める所定の利用料金を事業者を支払うものとします。
- ・7日間を超えて入院された場合でも、3ヶ月以内に退院される場合は、契約者の希望により、当施設へ再び入居いただけるよう居室を確保します。
- ・当施設は、契約者及び家族代表者等の同意のある場合には、入院又は外泊期間中に当該居室を緊急入居等に活用することができます。この場合には、別紙の入居料金表に定める利用料金を支払う必要はありません。

17. 施設を退居していただく場合（利用契約書 第13、14、15、16、17条）

- ・当施設との契約では契約終了の期日は特に定めず、継続してサービスを利用することができます。但し、以下の事項に該当する場合は契約を終了します。

- ① 当施設が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により閉鎖した場合
- ② 施設の滅失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ③ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ④ 契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下のとおり）
- ⑤ 当施設から退所の申し出を行った場合（詳細は以下のとおり）

（1）契約者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）

- ・契約の有効期間に、契約者から当施設からの退所を希望される場合には、退居を希望する日の7日前までに申し出てください。
- ・但し、以下の場合は、即時に契約を解約・解除することができます。
- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 契約者が長期入院された場合
- ③ 当施設若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 当施設若しくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 当施設若しくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の契約者が身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくはつける恐れがある場合において、当施設が適切な対応をとらない場合

（2）当施設からの申し出により退居していただく場合（契約解除）

- ・以下の事項に該当する場合には、当施設からの退居をしていただくことがあります。

- ① 契約者及び家族代表者等が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者及び家族代表者等によるサービス利用料金の支払いが合算して3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 契約者及び家族代表者等が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者、他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 契約者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合若しくは入院した場合 ※再び施設での生活を希望される場合については、再入居（他の介護保険施設等を含む）等の必要な支援に協力を致します。優先的に入居を確約するものではありません。
- ⑤ 契約者が他の介護保険施設に入居・入院した場合
- ⑥ 契約者の要介護認定が自立・要支援1・要支援2に該当した場合
- ⑦ 契約者の要介護認定が1、2の方で特列入所の要件に該当しなくなった場合
- ⑧ 契約者又は家族代表者等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシュアルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、契約者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった場合
- ⑨ 契約者、家族代表者等、連帯保証人が暴力団員等に該当することが判明した場合

（3）円滑な退居のための援助

- ・契約者が当施設を退所する場合には、契約者の希望により当施設は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行います。

- ① 適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ② 居宅介護支援事業者等の紹介
- ③ その他、保健医療サービス又は福祉サービスの提供者等の紹介

18. 施設利用の留意点及び禁止事項

- ・当施設をご利用される皆様が、安全で快適に過ごすことができるよう、下記の事項をお守りください。

（1）面会について

- ・面会時間は8：30～17：00といたします。
- ・感染症等の理由により面会を制限する場合があります。

（2）外出、外泊について

- ・外出、外泊される場合は、予めご連絡ください。
- ・急な外出、外泊、来所の場合、食事の中止及び提供ができない場合があります。

（3）所持品、備品等の持ち込みについて

- ・飲食物のお持込みの際は、必ず職員にご相談ください。
- ・酒類のお持込みは禁止しています。

- ・金銭、貴重品の管理はできる限り、家族代表者等の管理にてお願い致します。
- ・施設内でのペットの持ち込みは禁止しています。

(4) 録音、録画、写真撮影等について

- ・契約者及び家族、又はその関係者等は、施設内において当施設の許可なく以下の行為を行わないでください。

- ① 施設内での録音、録画、及び写真撮影。
- ② 他の入居者、その家族、又は職員を対象とした無断撮影等。
- ③ 録音、録画、写真撮影等をしたデータをインターネット（SNS、動画配信サイト等）へ公開、又は第三者へ提供すること。
- ④ 他の入居者や職員のプライバシーを侵害するSNS投稿を確認した場合、当施設は直ちに削除を求めることができ、応じない場合は法的措置を講じる場合があります。

(5) その他

- ・設備、備品の利用については職員の指示に従ってください。
- ・決められた場所以外や居室内での喫煙はご遠慮ください。
- ・故意に、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、契約者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
- ・契約者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、危険性が伴うことを十分にご理解ください。詳細については、別紙「入居リスク説明書」にてご確認ください。

19. 外部評価及び財務状況等の公表について（利用契約書 第18条）

- ・当施設は、厚生労働省が実施する「介護サービス情報公表システム」に毎年登録し、広く情報の公開に努めることにより、サービスの内容を見直し、質の向上に努めています。

20. 第三者評価の実施状況について（利用契約書 第18条）

- ・実施の有無： 無
- ・実施年月日：
- ・実施評価機関名：
- ・評価結果の開示状況：

21. 秘密の保持及び個人情報の取扱いについて（利用契約書 第19条）

- ・当施設とサービス従事者は、業務上知り得た契約者又は家族代表者等に関する個人情報の利用目的を別紙のとおり定め適切に取り扱い、正当な理由なく第三者に漏らしません。またこの守秘義務は、サービス及び契約が終了した後も継続します。
- ・当施設は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- ・その他、他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、事前の同意を文書により得た上で、契約者又は家族代表者等の個人情報を用いることができるものとします。
- ・個人情報の利用目的については、別紙「個人情報の利用目的」にてご確認ください。

2 2. 緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続きについて（利用契約書 第20条）

- ・当施設では、別途定める「身体拘束防止指針」に基づき、原則として身体拘束は行いません。但し、契約者又は他の入居者の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合であって、身体拘束の3原則（切迫性・非代替性・一時性）の3つの要件を全て満たし、かつ、これらを除くことが困難な場合に限り、最小限の範囲で一時的に制限を行うことがあります。

- ・身体拘束を行う際は、以下の手順を厳守します。

- ① 身体拘束・虐待防止委員会による検討
- ② 契約者、家族代表者等への説明・同意
- ③ 緊急やむを得ないかどうかの再検討
- ④ 経過記録の保管

2 3. 高齢者虐待防止について（利用契約書 第21条）

- ・当施設では、別途定める「高齢者虐待防止に関する指針」に基づき、全職員を挙げて虐待の防止に取り組みます。
- ・当施設では、身体拘束廃止及び虐待防止のため、全職員を対象とした研修を年2回以上実施し、委員会の開催とあわせて適切な体制を維持しています。

2 4. 生産性向上及び ICT 機器の活用について（利用契約書 第22条）

- ・当施設では、質の高い介護サービスの提供と職員の業務負担軽減を両立するため、以下のICT機器等を活用した生産性向上の取り組みを行っています。

- ① 見守りセンサーの活用：全室（又は一部）に睡眠・離床センサーを設置し、契約者の状況をリアルタイムで把握しています。これにより、不要な訪室を減らし、契約者の安眠を妨げないための配慮をし、必要な時に迅速な対応を行える体制を整えています。
- ② 記録用端末（タブレット等）の導入：ケアの記録をその場で行うことで、情報の正確性と職員間での情報共有スピードを向上させています。
- ③ プライバシーの保護：センサーやカメラ等で取得した情報は、ケアの質向上及び安全管理の目的以外には使用せず、厳重に管理いたします。
- ④ 委員会活動：毎月「生産性向上委員会」を開催し、機器の活用状況の確認や、ケアの内容に問題がないか継続的に評価・改善を行っています。

2 5. 要望及び苦情等の相談（利用契約書 第23条）

- ・当施設には、契約者及び家族代表者等に施設サービスを十分に満足してご利用いただけるように苦情解決の体制を整備しています。お気軽にご相談ください。
- ・要望や苦情等は、担当者にお寄せいただければ速やかに対応いたしますが、受付に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

○当施設における苦情の受付

窓 口	連 絡 先
小規模特別養護老人ホームころ のどの里	担 当： 生活相談員 電話番号： 076-255-7556

○行政機関その他苦情受付機関

窓 口	連 絡 先
金沢市介護保険課	所在地 : 金沢市広坂 1 丁目 1-1 電話番号 : 0 7 6—2 2 0—2 2 6 4
石川県福祉サービス運営適正化委員会	所在地 : 金沢市本多町 3-1-10 電話番号 : 0 7 6—2 4 3—2 5 5 6
石川県国民健康保険団体連合会 (介護サービス苦情 1 1 0 番)	所在地 : 金沢市幸町 1 2-1 電話番号 : 0 7 6—2 3 1—1 1 1 0
石川県介護保険審査会 (石川県長寿社会課)	所在地 : 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地 電話番号 : 0 7 6—2 2 5—1 4 1 6

○第三者委員

窓 口	連 絡 先
長坂台町ぐるみ福祉活動推進員 河合 忠博	※ 第三者委員への連絡方法は、のどの里まで お問い合わせください。
元金沢市社会福祉協議会 介護相談員 高屋 和子	

【個人情報の利用目的】

当施設では、契約者の尊厳を守り安全に配慮し、お預かりしている契約者及び家族代表者等の個人情報については細心の注意を払って取り扱うとともに、その利用目的を以下のとおり定めます。

【当施設内での利用目的】

1. 契約者へ適切な介護サービスを提供するため
2. 介護保険に係わる請求事務を行うため
3. 契約者に係る当施設の管理運営業務のうち、以下の業務を行うため
 - ア. 入退居等の施設管理
 - イ. 介護サービスの質の向上及び安全管理、再発防止策の検討
 - ウ. 会計・経理
 - エ. 医療・介護事故等の報告

【他の事業者等への情報提供を伴う利用目的】

1. 当施設がご提供する介護サービス関連業務のうち、以下の業務を行うため
 - ア. 法人内・他の医療機関・介護サービス事業者との連携
 - イ. 他の居宅介護支援事業所・居宅サービス事業者との連携、照会への回答
 - ウ. 診療、ケアのため、外部の医師等の意見、助言を求める場合
 - エ. 検体検査業務の委託、その他の委託業務
 - オ. 家族代表者等への病状、心身の状況及び生活状況の説明
 - カ. 緊急時等、医療機関への救急搬送や受診が必要と判断された際の情報提供
 - キ. 行政機関（保健所・市町村）への報告
2. 介護保険に係わる請求事務を行うため
 - ア. 審査支払機関への請求業務
 - イ. 審査支払機関又は保険者からの照会への回答

【その他の利用目的】

1. 当施設の管理運営業務のうち以下の業務を行うため
 - ア. 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - イ. 施設内において行なわれる養成校等の実習生への協力
 - ウ. 施設内において行なわれる症例研究
(原則として匿名化し、個人を特定できない状態で取り扱います)
 - エ. 賠償責任保険等に係る、専門の団体・保険会社等への相談又は届出
2. 外部監査機関への情報提供

【付記】

1. 上記に同意しがたい事項がある場合は、その旨をお申し出ください。
2. お申し出のないものについては、同意して頂けたものとして取り扱わせていただきます。
3. これらのお申し出は、後からいつでも撤回・変更等をすることが可能です。

【入居リスク説明書】

当施設では、契約者が快適な生活を送れるよう安全な環境作りに努めておりますが、契約者の身体状況や疾患に伴う症状により、下記の事象が起こる可能性があることを十分にご理解ください。

【施設の健康管理体制】

- ・当施設は「生活の場」であり、病院と同等の医療行為や治療を行うことはできません。
- ・夜間帯は医師及び看護師は勤務しておりません。急変時は施設の判断により救急搬送等の対応を行います。
- ・病状が急変した際、嘱託医及び協力医療機関等の指示に基づき、緊急搬送を行う場合があります。

【予測される危険性】

・転倒・転落

歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落による骨折、外傷、頭蓋内損傷等の恐れがあります。当施設では「身体拘束ゼロ」を原則としているため、これらの事故を完全に完全に防ぐことは困難です。

・身体的特性

高齢者は骨が非常にもろく、通常の介助動作（着替えや移乗等）であっても骨折する恐れがあります。また、皮膚や血管も弱いため、軽微な摩擦や打撲でも表皮剥離や皮下出血が発生しやすい状態にあります。

・誤嚥、窒息

加齢や認知症により嚥下（飲み込み）機能が低下しているため、食事時の誤嚥や窒息の危険性が常にある状態です。

・感染症の発症と蔓延

集団生活である以上、外部からの持ち込みや施設内での二次感染を完全に防ぐことは困難です。

・入居者間のトラブル

集団生活の場において、入居者同士の接触、自室への誤入、言動の不一致等により、精神的苦痛や負傷（転倒等）が生じる可能性があります。

・私物の管理

補聴器、義歯、眼鏡等の精密機器や貴重品については、紛失・破損のリスクがあります。

・離設

認知症に伴う徘徊等により、施設設備等の対策を講じていても、隙を突いて施設外へ出られることによる事故のリスクがあります。

・服薬の限界

契約者の拒否や心身の状態により、定時、確実な服薬が困難な場合や、副作用が生じる場合があります。

・急変、急死

脳疾患や心疾患、または内服薬の影響等により、予期せぬ急変や突然死、あるいは老衰による自然な最期を迎える可能性があります。

上記の事象は、ご自宅においても起こりうることでございます。何卒ご理解とご留意をいただきますようお願い申し上げます。

【看取り及び急変時についての事前確認】

当施設では、契約者の容体が悪くなった時には契約者若しくは家族代表者等の要望を出来る限り反映させていただきたいと考えています。つきましては、以下の質問項目により、契約者若しくは家族代表者等が終末期ケアに対してどのようなお考えをお持ちでいらっしゃるか、希望する箇所に☑してご回答いただきますようお願い致します。

1. 最期を迎えたいと考えている場所について

- ☐ 現在入居している施設で最期を迎えたい。
- ☐ 病院で最期を迎えたい。
- ☐ 自宅で最期を迎えたい。
- ☐ その他 (_____)

2. 心臓、呼吸停止となった場合の病院への搬送について

- ☐ 病院への搬送を希望しない。施設で最期を迎える。
- ☐ 病院へ搬送を希望する。
- ☐ その他 (_____)

3. 心臓、呼吸停止となった場合の救命措置について

上記で病院へ搬送を希望しない。施設で最期を迎える。を選択した方について

- ☐ 施設でできる心臓マッサージ等の救命措置を希望する。
- ☐ 心臓マッサージ等の救命措置は希望しない。
- ☐ その他 (_____)

上記で病院へ搬送を希望する。を選択した方について

- ☐ 心臓マッサージ、人工呼吸等、できるだけ救命措置を希望する。
- ☐ 心臓マッサージ等の救命措置は希望しない。
- ☐ その他 (_____)

4. 食事や水分を口から摂取することが困難になった場合について

- ☐ 胃ろう等によって、チューブから栄養や水分を摂ることを希望する。
- ☐ 胃ろう等によって、チューブから栄養や水分を摂ることを希望しない。
- ☐ その他 (_____)

5. その他ご希望等

【看取りに関する指針】

1. 目的

この指針は、「社会福祉法人こころ」が運営する「小規模特別養護老人ホームこころ のだの里（以下「当施設」という。）」における看取り介護の対応方法を規定する事で、当施設における看取り介護体制を確立し、適切な終末期ケアの提供を目的とする。

2. 基本方針

看取り介護は当施設の契約者が医師の診断のもと、回復不能な状態に陥った時に、最後の場所及び治療等について契約者の意思、並びに家族代表者等の意向を最大限に尊重して行わなければならない。

当施設において看取り介護を希望される契約者、家族代表者等の支援を最後の時点まで継続することが基本であり、それを完遂する責任が当施設及び職員にはある。また、看取り介護実施中にやむをえず病院や在宅等へ転院・退居する契約者においても搬送先の病院等への引き継ぎ、継続的な契約者、家族代表者等への支援を行わなければならない。

看取り介護実施時、当施設は、以下の条件を満たしているとともに、当施設における看取り介護に関する理念、及び理念に基づく質の高いサービスが行われなければならない。

- ①当施設の契約者は、尊厳を保持し、安らかな終末を迎える権利を保持しているので、看取り介護実施時に施設は可能な限り尊厳と安楽を保ち、安らかな死が迎えられるように体制を整備する。
- ②看取り介護実施時に当施設は、医師及び医療機関との連携を図り、医師の指示により他職種協働体制のもとで契約者及び家族代表者等の尊厳を支える看取りに努めるものとする。
- ③契約者の意思は変化しうるものであることを踏まえ、契約者及び家族代表者等と繰り返し話し合いを行い、合意形成を図るものとする。
- ④本人の意思決定能力が低下した場合に備え、あらかじめ家族等を代理人として定めておくよう努める。
- ⑤本指針に基づくケアにあたっては、アドバンス・ケア・プランニング（人生会議）の考え方を活用し、本人・家族が納得できる意思決定プロセスを継続的に支援する。また厚生労働省が定める「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行う。

3. 定義

（１）看取り介護の対象者

- ・加齢による衰弱（老衰）によるものであって、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがなく、かつ、医療機関において延命以外の治療の余地がないと診断した者とする。

（２）看取り期（終末期）

- ・医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないとの診断がなされ、契約者・家族代表者等に対して十分な説明を行い、看取り介護を受けることへの同意が得られた時点以降を看取り期（終末期）とする。

(3) 看取り介護

- ・看取り期を迎えた看取り介護の対象者に対して、医師、看護職員、介護職員、生活相談員、介護支援専門員、管理栄養士等が共同して、契約者又は家族代表者等の同意を得ながら終末期の介護を行うこと。

4. 看取り介護に係る加算等

(1) 別紙、入居料金表に定めるとおりとする。

(2) 当施設を退所等した月と死亡した月が異なる場合であっても、介護報酬上の算定要件を満たす場合は算定を行う。この際、退居の翌月に亡くなった場合など、後日、前月分の看取り介護加算に係る自己負担額を請求することがある。この場合、あらかじめ書面にて説明を行い、同意を得るものとする。

(3) 当施設は、施設退所等の後も、継続して家族代表者等への相談援助や医療機関に対する情報提供等を行うものとする。入院先の医療機関等との連携により入居者の死亡を確認し、算定要件に合致した場合には、規程に基づき算定を行う。